

NPO法人BHR障害者就労支援機構 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、NPO法人BHR障害者就労支援機構という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、「BHR(Business&HumanRights:人としての尊厳)」の理念に基づき、障害のある者、障害者を雇用し若しくは雇用しようとする事業者及びシニア等の支援人財に対して、障害者就労・定着支援事業、事業者に対する障害者雇用相談援助事業並びに障害者雇用に関する人材育成、普及啓発及び調査研究事業を行い、障害者の定着及び活躍、シニア人財の再活躍並びに企業の雇用力向上を同時に実現し、もって共生社会の確立と社会全体の福祉及び経済の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 障害者就労・定着支援事業
- (2) 事業者に対する障害者雇用相談援助事業
- (3) 障害者雇用に関する人材育成、普及啓発及び調査研究事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役 員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上7人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を代表理事とし、1人以上2人以内を副代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、理事会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会の議決により、監事は総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 資産の管理の方法
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 解散における残余財産の帰属
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第24条 総会の議長は、代表理事とする。ただし、代表理事が欠席の場合、その総会に出席した理事の中から選出する。

（総会の定足数）

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以

内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年12月1日に始まり、翌年11月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこ

れを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	小谷 彰彦
副代表理事	永井 康幸
理 事	高橋 陽子
監 事	新井 将司
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和10年11月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和9年11月30日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員（個人・団体）	0円	賛助会員（個人・団体）	0円
(2) 年会費	正会員（個人）	0円	賛助会員（個人）	1口 0円（1口以上）
	正会員（団体）	0円	賛助会員（団体）	1口 0円（1口以上）

役員名簿

（役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）

NPO法人 BHR障害者就労支援機構

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

☒ 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）☒ 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役 名 (どちらかに○)	(フリガナ)		報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏 名			
1	☒ 理事 ☐ 監事	コタニアキヒコ		有 ☒ 無	代表理事
		小谷 彰彦			
2	☒ 理事 ☐ 監事	ナガイヤスユキ		有 ☒ 無	副代表理事
		永井 康幸			
3	☒ 理事 ☐ 監事	タカハシヨウコ		有 ☒ 無	
		高橋 陽子			
4	理事 ☒ 監事	アライマサシ		有 ☒ 無	
		新井 将司			
5	理事・監事			有・無	
6	理事・監事			有・無	
7	理事・監事			有・無	
8	理事・監事			有・無	
9	理事・監事			有・無	
10	理事・監事			有・無	

令和 8 年度

事業計画書

NPO法人 BHR障害者就労支援機構

1 事業実施の方針

設立初年度（令和8年度）は、「BHR（Business & Human Rights：人としての尊厳）」の理念のもと、定款に掲げる「障害者就労・定着支援事業」、「事業者に対する障害者雇用相談援助事業」並びに「障害者雇用に関する人材育成、普及啓発及び調査研究事業」の3事業を一体的に推進いたします。具体的には、東京都内の中小企業に対し、課題アセスメントから採用、受入準備並びにシニアジョブコーチの現場派遣による定着及び戦力化まで15か月間一貫支援するパッケージ（1社300万円・1社あたり2名採用及び定着目安・計3社）を提供いたします。あわせて、就労移行支援機関、ハローワーク若しくは顧問社労士等の関係機関及び専門家と連携した企業向け相談支援を行うとともに、現場支援を担うシニアジョブコーチの登録及び育成並びに「BHRメソッド」の標準化及び普及啓発に取り組み、持続可能な事業基盤の確立を目指します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 5,950 】千円)

定款に記載された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	受益対象 者範囲	受益対象者 人数	事業費 (千円)
障害者就労・定着支援事業	障害者に対し、就労に関する相談、自己理解・職場適応支援、シニアジョブコーチの現場派遣による定期面談・職場巡回、勤務時間や作業手順の調整、上司・同僚との意思疎通支援、能力開発及び本業での戦力化・キャリア形成支援を行う	通年	東京 (法人事務所および支援対象企業事業所)	5人	中小企業、障害のある求職者・社員、シニア人材	企業3社、雇用・定着支援者 約6人	3,600
事業者に対する障害者雇用相談援助事業	障害者雇用に関わる課題を抱える中小企業を対象とした個別相談に応じ、現状の課題アセスメントを実施する。提携社会保険労務士等の専門家ネットワーク及び支援対象企業の顧問社労士との連携して企業の労務管理や助成金活用の相談支援を行うとともに、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援機関等の関係機関と企業との連携調整をサポートする。	通年	東京 (法人事務所および支援対象企業事業所)	5人	中小企業経営者・人事担当者	中小企業 約20社	1,175

障害者雇用に関する人財育成、普及啓発及び調査研究事業	シニア人財等を対象としたシニアジョブコーチの育成研修・実地研修の実施、企業等に向けた障害者雇用セミナーの開催・普及啓発、並びに「BHRメソッド」等の定着事例の調査研究・標準化及び情報提供を行う。	通年	東京 (法人事務所、外部会場およびオンライン等)	3人	シニア人財（支援員）、企業経営者・人事担当者、支援機関関係者、一般市民	研修受講シニア 約10人、 セミナー参加・情報提供対象者 約50人 約50社	1,175
----------------------------	---	----	-----------------------------	----	-------------------------------------	--	-------

令和 9 年度

事業計画書

NPO法人 BHR障害者就労支援機構

1 事業実施の方針

事業実施2年目となる当期(令和9年度)は、設立初年度の「BHR(人としての尊厳)」の理念に基づく15か月伴走支援パッケージの成果及び定着事例を踏まえ、事業規模を設立初年度の2倍へ拡大いたします。具体的には、中小企業に対する15か月伴走支援の提供規模を3社から6社(障害者採用及び定着支援見込み数:年間約12名)へ拡張するとともに、現場支援を担うシニアジョブコーチの登録及び育成体制を強化(育成対象約20名)いたします。また、厚生労働省「障害者雇用相談援助事業」の認定取得に向けた手続並びに助成金等活用支援を本格化させるとともに、「BHRメソッド」の標準化並びに企業及び支援機関向けセミナー等の普及啓発活動を拡大推進し、持続可能な事業基盤を確立いたします。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【11,900】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
障害者就労・定着支援事業	障害者に対し、就労に関する相談、自己理解・職場適応支援、シニアジョブコーチの現場派遣による定期面談・職場巡回、勤務時間や作業手順の調整、上司・同僚との意思疎通支援、能力開発及び本業での戦力化・キャリア形成支援を行う	通年	東京都 (法人事務所および支援対象企業事業所)	10人	中小企業、障害のある求職者・社員、シニア人材	企業6社、雇用・定着支援者約12人	7,200
事業者に対する障害者雇用相談援助事業	障害者雇用に関する課題を抱える中小企業を対象とした個別相談に応じ、現状の課題アセスメントを実施する。提携社会保険労務士等の専門家ネットワーク及び支援対象企業の顧問社労士との連携して企業の労務管理や助成金活用の相談支援を行うとともに、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、就労移行支援機関等の関係機関と企業との連携調整をサポートする。	通年	東京都 (法人事務所および支援対象企業事業所)	10人	中小企業経営者・人事担当者	中小企業約40社	2,350

障害者雇用に関する人財育成、普及啓発及び調査研究事業	シニア人財等を対象としたシニアジョブコーチの育成研修・実地研修の実施、企業等に向けた障害者雇用セミナーの開催・普及啓発、並びに「BHRメソッド」等の定着事例の調査研究・標準化及び情報提供を行う。	通年	東京 (法人事務所、外部会場およびオンライン等)	6人	シニア人財(支援員)、企業経営者・人事担当者、支援機関関係者、一般市民	研修受講シニア 約20人、 セミナー参加・情報提供対象者 約100人 約100社	2,350
----------------------------	---	----	-----------------------------	----	-------------------------------------	--	-------

令和8年度 活動予算書（その他事業がない場合）

NPO法人 BHR障害者就労支援機構

（単位：円）

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			0
正会員受取会費	0	0	0
賛助会員受取会費	0	0	0
2 受取寄附金			3,000,000
受取寄附金	3,000,000	0	0
施設等受入評価益	0	0	0
3 受取助成金等			4,000,000
受取補助金	4,000,000		
4 事業収益			8,000,000
障害者就労・定着支援事業収益	4,800,000		
事業者に対する障害者雇用相談援助事業収益	1,600,000		
障害者雇用に関する人材育成、普及啓発及び調査研究事業	1,600,000		
5 その他の収益			0
受取利息			
経常収益計			15,000,000
【B】 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			2,600,000
給料手当	2,600,000		
役員報酬	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
(2) その他経費			3,350,000
会議費	270,000		
旅費交通費	80,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
印刷製本費・研修費用	400,000		
業務提携手数料	2,600,000		
事業費計			5,950,000
2 管理費			
(1) 人件費			1,600,000
役員報酬	0		
給料手当	1,600,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
(2) その他経費			1,960,000
消耗品費	110,000		
水道光熱費	100,000		
通信運搬費	80,000		
地代家賃	1,600,000		
旅費交通費	70,000		
減価償却費	0		
管理費計			3,560,000
経常費用計			9,510,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			5,490,000
【C】 経常外収益			
固定資産売却益			0
過年度損益修正益			0
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損			0
災害損失			0
過年度損益修正損			0
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			5,490,000
法人税、住民税及び事業税・・・④			70,000
設立時正味財産額・・・⑤			0
次期繰越正味財産額③－④+⑤			5,420,000

令和9年度 活動予算書（その他事業がない場合）

NPO法人 BHR障害者就労支援機構

（単位：円）

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			0
正会員受取会費	0	0	0
賛助会員受取会費	0	0	0
2 受取寄附金			3,000,000
受取寄附金	3,000,000	0	0
施設等受入評価益	0	0	0
3 受取助成金等			4,000,000
受取補助金	4,000,000		
4 事業収益			16,000,000
障害者就労・定着支援事業収益	9,600,000		
事業者に対する障害者雇用相談援助事業収益	3,200,000		
障害者雇用に関する人材育成、普及啓発及び調査研究事業	3,200,000		
5 その他の収益			0
受取利息			
経常収益計			23,000,000
【B】 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			5,200,000
給料手当	5,200,000		
役員報酬	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
(2) その他経費			6,700,000
会議費	540,000		
旅費交通費	160,000		
施設等評価費用	0		
減価償却費	0		
印刷製本費・研修費用	800,000		
業務提携手数料	5,200,000		
事業費計			11,900,000
2 管理費			
(1) 人件費			3,200,000
役員報酬	0		
給料手当	3,200,000		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
(2) その他経費			2,140,000
消耗品費	220,000		
水道光熱費	100,000		
通信運搬費	80,000		
地代家賃	1,600,000		
旅費交通費	140,000		
減価償却費	0		
管理費計			5,340,000
経常費用計			17,240,000
当期経常増減額【A】－【B】・・・①			5,760,000
【C】 経常外収益			
固定資産売却益			0
過年度損益修正益			0
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			
固定資産売却損			0
災害損失			0
過年度損益修正損			0
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】－【D】・・・②			0
税引前当期正味財産増減額①+②・・・③			5,760,000
法人税、住民税及び事業税・・・④			70,000
前期繰越正味財産額・・・⑤			5,420,000
次期繰越正味財産額③－④+⑤			11,110,000

特定非営利活動法人BHR障害者就労支援機構 設立趣旨書

(1) 設立の背景と課題

少子高齢化による労働力不足の中、2026年7月の法定障害者雇用率2.7%の引き上げに伴い、企業における障害者雇用の拡大が急務となっています。しかし、大企業に比べノウハウや受け入れ体制が不足する中小企業では障害者雇用の準備・体制整備・現場での支援取り組み全般の対応が遅れています。特に東京都内の対象中小企業約1.5万社のうち、法定障害者雇用率の未達成企業は5割を超えており、障害者の採用・定着・戦力化に向けた体制整備が強く求められています。

(2) シニア人財の課題と相互支援の必要性

一方で、人口減少下における人的資本経営の観点から、豊富な経験や労務知識を持つシニア人財への期待が高まっています。しかし、定年後のシニア層がその実践知を地域や雇用の現場で活かしていただけないのが実状であり、セカンドキャリアにおける再活躍の環境整備が求められています。

(3) 課題解決の鍵と現状の問題点

障害者が職場に定着し「戦力」として活躍することは、企業及び障害者双方にとって極めて重要です。定着には適切な業務切り出し、受入環境の整備及び継続的な伴走支援が不可欠ですが、早期離職及びミスマッチの多くはこうした知識及びノウハウの不足に起因しています。

(4) 解決拠点と「BHR伴走モデル」の実績

この課題を解決するのが、12年間で約6,000名の選考、180人超の採用及び定着率90%以上を実現した設立代表者・小谷彰彦の実践知「BHRメソッド」です。本事業ではこのノウハウを標準化し、設立予定の「NPO法人BHR障害者就労支援機構」を核として、就労移行支援機関、ハローワーク若しくは社労士事務所等の関係機関及び専門家と連携しながら「シニアジョブコーチ」の現場派遣及び15か月伴走支援パッケージを提供します。事前のアセスメントから定着及び戦力化まで一貫支援することで、障害者の本業での活躍と企業の価値向上を実現します。

(5) 社会的障壁とNPO法人設立の決意

しかし、任意団体等の取り組みでは社会的信用の獲得並びに関係機関及び顧問社労士との広範囲にわたる連携に限界がありました。そこで、支援者の力を結集して信用基盤を確立し、東京都内中小企業への15か月伴走支援、シニアジョブコーチの育成及びデータベース化並びに社労士アライアンス及び関係機関との連携による労務支援及び就労支援を強化するため、NPO法人BHR障害者就労支援機構を設立することを決意いたしました。

(6) NPO法人としての誓いと目指す未来

特定非営利活動法人としての認証を得た暁には、適切な情報公開及び法令遵守により高い透明性及び社会的信用を確保いたします。本法人の活動を通じて、障害者の定着及び活躍、シニア人財の再活躍並びに中小企業の雇用力強化に寄与し、誰もが尊厳を持って誇らしく働ける共生社会の実現を目指します。

申請に至るまでの経緯

- | | |
|-------------|---|
| 2026年 8月10日 | ビジネスプラン「障害者雇用×シニア人財 15か月伴走支援」策定及び事業化に関与（第7回 東京シニアビジネスグランプリ応募） |
| 2026年 8月25日 | 特定非営利活動法人の設立を有志で確認。 |
| 2026年 9月14日 | 特定非営利活動法人 BHR障害者就労支援機構 設立総会開催 |

令和8年9月14日

設立代表者 氏名 小谷 彰彦